

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

原始・古代から近・現代に至るまで、歴史・文化・伝統が息づく白河市では、文化財保護法や福島県文化財保護条例を基本とした国・県指定文化財の保存・活用はもちろんのこと、市内にある重要な文化財についても白河市文化財保護条例や文化財保護条例施行規則を制定し、その保存・活用に努めてきた。

現在、市内には国指定6件、重要美術品4件、県指定23件、市指定98件の計131件の指定等文化財があり、その内訳は、史跡・名勝21件、天然記念物15件、工芸品28件、古文書2件、書籍5件、建造物8件、絵画8件、彫刻9件、考古資料16件、歴史資料8件、有形民俗文化財4件、無形民俗文化財7件となっている。

指定文化財のうち、国指定の史跡・名勝については、保存管理計画を策定し適切な保存・管理に努めることが求められるが、現在のところ保存管理計画が策定されているのは史跡及び名勝南湖公園だけであることから、今後は他の史跡についても計画的に保存管理計画書の策定を図り、史跡の適切な保存管理に努めていく。

その他の指定文化財については、文化財保護法に基づく、保存管理を引き続き行っていく。

県・市指定文化財については、それぞれ文化財保護条例に基づく保存管理を行ってきたが、明確な保存管理に向けた指針が示されていないことから、指定文化財すべてを包括した形での指針を策定し、統一的な文化財の保存管理に努めていく。

指定外の文化財については、現状調査のもと重要性や緊急性を踏まえ、市指定文化財候補リストに登載し、文化財指定に向けた取り組みを隨時行っているが、今後も引き続き行っていく。

指定・未指定にかかわらず、無形民俗文化財については、地域に根ざし受け継がれたものであることから、その内容について調査を行い、活動に対する支援事業を立ち上げその保護に努めてきた。しかし、後継者不足により活動休止となる事例も見られることから、引き続き支援事業を行うとともに、今後は映像による活動の記録保存を行っていく。

だるま製造や醸造業などの伝統産業については、技術やそれが営まれてきた建造物等を包括した総合的な調査を進めるとともに、技術や建造物の保全に努めていく。

① 文化財の修理（整備を含む）に関する方針

文化財の修理等については、所有者からの申請による対応を図っているが、より効果的に保存を推し進めるため、指定文化財の現状把握に努めるとともに、損傷具合等により優先順位を決め修理を行っている。国・県指定文化財の修理の場合は、国・県の指導及び専門員等の指導助言を得て行っているが、市指定文化財の場合は、必要に応じて学識経験者や専門員等に指導助言を仰いでいる。

また、歴史的建造物の復元にあたっては、建造物の規模や構造形式等について、絵図・古文書・記録文献等の史資料をはじめ、発掘調査による成果や出土品などから検討・考証を図った上で、十分な根拠に基づいた復元に努めている。今後も歴史的価値を損なうことのないよう、根拠の明確な修理・整備・復元を行うとともに、修理・整備・復元の履歴について整理・保管を図っていく。

指定文化財に対する財政支援（補助金）については「白河市文化財保存事業費補助金交付要綱」に基づき実施しているほか、平成21年度から、民俗芸能等に用いる用具の修繕等を支援するため「しらかわ無形民俗芸能等支援事業」を実施している。

また、史跡の環境整備を図るため、史跡白河関跡の草刈業務や管理等を委託しているほか、史跡や天然記念物周辺の草刈り作業を地元町内会等に依頼している。

今後も、文化財の状況を常に把握した上で、法令に基づき適切な保存を図るとともに、計画的な修理・整備を行う。また、専門的な指導・助言を得ながら、文化財が持つ歴史的価値の保持に努めていく。



史跡及び名勝南湖公園の護岸整備



白河城御櫓絵図(県指定)の修復

② 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

白河市では、文化財の保存・活用を行うための施設として、白河市歴史民俗資料館、白河集古苑を設置しており、収蔵史資料の調査分析、保存及び公開を行っている。

白河市歴史民俗資料館では、常設展示のほか、収蔵している指定文化財・考古資料・民俗資料・絵画などを中心としたテーマ展及び収蔵品展等



白河市歴史民俗資料館

を年数回に分け、文化財の持つ価値をより広く公開できるよう、入館料無料（特別企画展を除く）で開催している。また、史跡小峰城跡に所在する白河集古苑では、収蔵している結城家・阿部家の史資料を年数回に分けたテーマ展として開催し、小峰城に関わる武家の文化遺産を保存・展示している。これらの施設では、定期的に燻蒸処理を行っているほか、温湿度管理を徹底し、収蔵資料を後世まで良好な状態で引き継げるよう努めている。特に、個人所有の文化財にあっては、適切な管理・保存ができない場合は、所有者と十分な協議を図った上で史資料の寄託を促している。

しかし、その一方では収蔵資料の増加に伴い、資料館収蔵庫のスペース不足が大きな課題となっている。また、埋蔵文化財出土品の収蔵施設が各所に点在しているため、一括管理・保存を図ることが困難な状況となっている。今後は、財政状況を勘案し、施設改修計画や新たな収蔵施設の確保に努めていく。



指定文化財説明板

文化財に関する案内・説明板等の設置については、「サイン統一計画」の策定に基づき色調やデザインの統一を図り、毎年度計画的に設置していく。今後も未設置箇所を中心に継続して設置していく。

③ 文化財の周辺環境の保全に関する方針

白河市では景観法、都市計画法及び市の独自条例による規制・制度のほか、白河の都市空間を印象付ける重要な景観特性を守り育てるため、白河市都市景観形成基本計画の策定（平成9年3月）、白河市都市景観条例の制定（平成9年7月）、白河市・西郷村サイン統一計画の策定（平成17年3月）など、良好な都市景観の形成に努めてきた。また、これまでの景観形成の実績を踏まえ、より一層白河市の景観特性を活かした景観形成を推進していくことを目的に、平成21年4月から景観法に基づく景観行政団体となり、現在、「白河市景観計画」の策定に取り組んでいるところである。

今後も、文化財の周辺環境を保全し、文化財と一体となったまちづくりを推進するため、都市計画課・道路河川課・文化財課等の関係各機関が、開発行為や現状変更行為について情報を共有し、連携した対応を図っていく。

④ 文化財の防災に関する方針

文化財を災害から守り、後世に正しく引き継ぐためには、管理体制の整備が不可欠である。白河市では、「白河市地域防災計画」を定め、文化財管理者への指導として、定期的な防火診断の受診や自主的な点検の実施による火災発生の防止と火災原因の早期発見に努めることや、消火・警報設備の整備促進を図ることなどのほか、文化財保存施設の整備として、災害防止のため、耐火耐震の設備や施設の設置を推進している。現在のところ、消防法で義務付けられている重要文化財（建造物）はないが、火災発生の際、迅速に対応できるよう、義務付けられていない文化財についても自動火災報知器や消火器の設置を推進していく。特に初期消火の基本である消火器の設置については、建造物のみならず、重要文化財を所蔵している場所についても、補助制度等を活用しながら設置していくよう努める。

防災訓練については、文化財防火デーに併せ、火災防御訓練を実施している。実施にあたっては、各地域の建造物を中心とした指定文化財を対象に、市関係各課のほか、所有者・消防署・地元消防団・地元町内会等と連携を図りながら実施しており、地元住民が地域に残る貴重な文化財を自分たちで守っていく意識付けを行うとともに、消火器を使った火災防御訓練を実際に体験することで、火災防御のレベルアップを図っている。

防犯については、所有者への注意を喚起するとともに、地元警察との連携を図りながら、地域全体で文化財盗難防止の意識高揚を図っていく。

今後も、所有者や地域住民、消防機関などの関連機関と連携を図り、更なる防災体制の強化に努めていくとともに、地震や盗難などに対する防災計画についても検討していくよう努める。



火災防御訓練の様子



消火器による火災防御訓練

⑤ 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

市内の文化財を広く市民へ公開し、文化財保護精神の普及・啓発を図るため、白河市ではホームページで国・県・市指定の文化財を写真及び説明付きで分かりやすく紹介しているほか、すべての指定文化財への誘導・説明板の設置を進めている。また、埋蔵文化財発掘調査の現地説明会を開催しているほか、出前講座事業や各団体の学習会等に積極的に講師派遣を行うなど、文化財への理解・知識の高揚に努めている。さらに、文化財保護強調週間及び文化財防火デーに併せた文化財の公開等も実施している。

一方、地域に密着してきた無形民俗文化財に関する普及・啓発が十分でないため、歴史民俗資料館において無形民俗文化財の企画展を開催したほか、「しらかわ無形民俗芸能等支援事業」により、無形民俗文化財の保存団体を対象に、財政支援を行っている。

また、小・中学校の総合的な学習の時間を利用して、地域の無形民俗文化財等を学ぶため、学校と地域が連携した活動を行っている事例もある。今後は、これら無形民俗文化財等を積極的に公開する場を設け、地域の人々が地域の伝統である民俗芸能に誇りを持ち、継承していくことができるよう、サポート体制を充実させるとともに、懸念されている後継者の育成に繋がるよう普及・啓発に努める。



埋蔵文化財現地説明会の様子



地域の民俗芸能を披露する中学生

⑥ 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

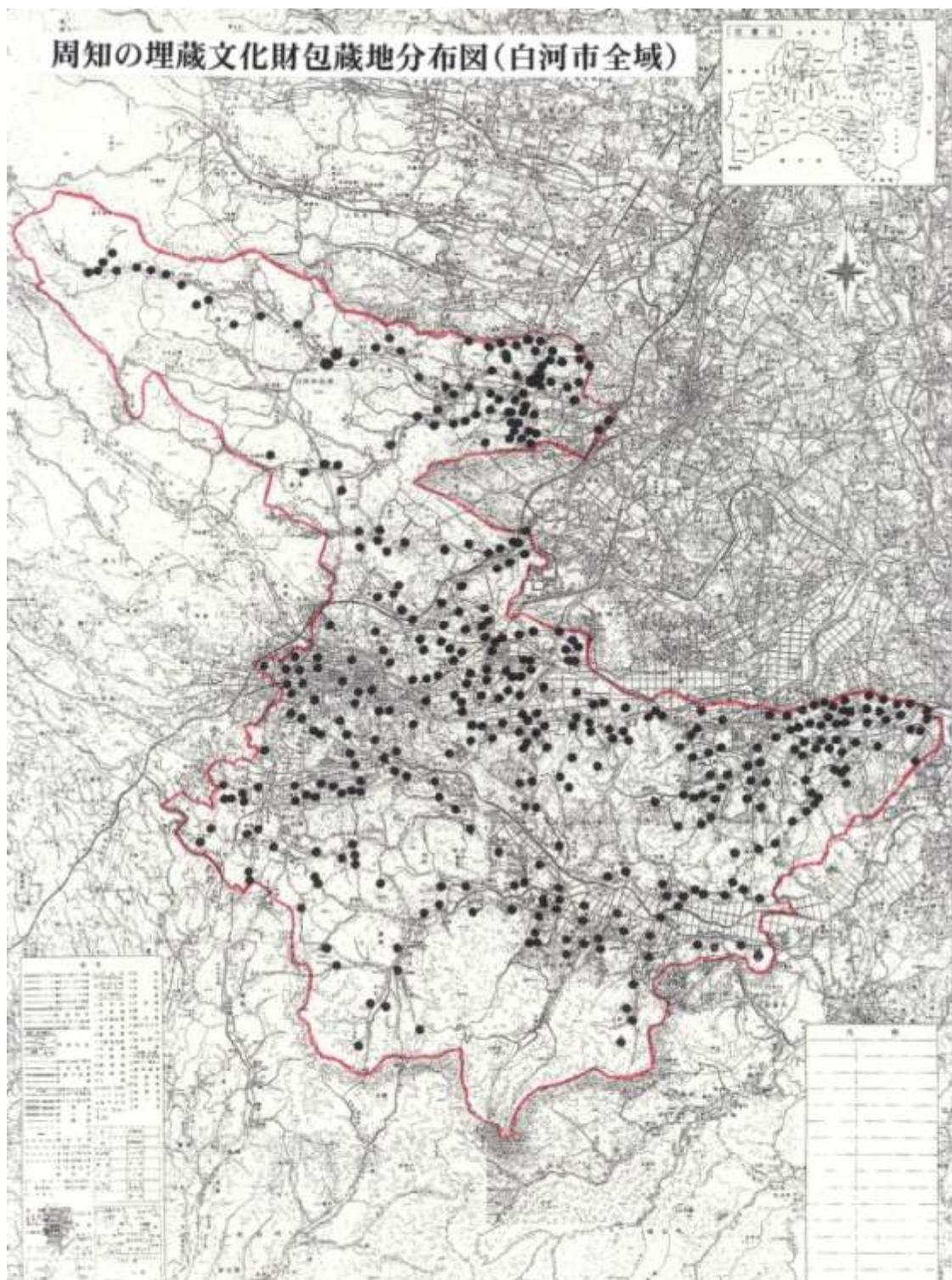
現在、市内には 608 箇所の周知の埋蔵文化財包蔵地が存在している。時代は、旧石器時代から近・現代までと多岐にわたり、種別も集落跡、古墳、城館跡、社寺跡、窯跡など多種多様である。

これらの埋蔵文化財包蔵地については、常に現況を把握するよう努めており、開発等を行う際には事前協議に時間をかけ、包蔵地を避けた開発計画の策定に向けて、関係部局と連絡調整を図っている。しかし、やむを得ず埋蔵文化財包蔵地内で開発を行う場合、開発側と協議の上、試掘調査を実施し、その結果を踏まえて現状保存もしくは記録保存のための発掘調査を行っている。

さらに、開発箇所が周知の埋蔵文化財包蔵地に隣接している場合は、必要に応じて試掘調査や工事立会を実施し、可能な限り埋蔵文化財の保存に努めている。また、包蔵地以外であっても、開発計画が広範囲に及ぶ場合は、事前の現地踏査の必要性を事業者に伝え、開発途中での不時発見を回避できるように努めている。

埋蔵文化財保護行政の基本となる埋蔵文化財包蔵地台帳の作成・更新は不可欠であり、定期的な現地確認に基づき、包蔵地台帳の変更・増補に努め、埋蔵文化財保存協議の基礎資料として活用を図っている。

なお、福島県教育委員会とは、国・県史跡はもちろん、その他重要な遺跡の取扱いについて、指導・協議等により調整を図っている。



(2) 文化財の保存・活用に関する体制

① 市教育委員会の体制（文化財保護審議会の構成を含む）と今後の方針

白河市では、文化財の保存・活用に関する業務は、教育委員会事務局文化財課（文化財保護係・文化財調査係）の9人で担当している。事務所を歴史民俗資料館内に置き、収蔵資料内の文化財の保存・活用について、より密接に関わることができる体制となっている。また、白河集古苑にも文化財課職員1人を配属しているため、集古苑所蔵の文化財の保存・管理について、速やかに対応できる体制となっている。



文化財保護審議会現地視察

史跡及び名勝南湖公園や史跡小峰城跡の管理は、都市公園の範囲とも重複していることから、都市計画課が担っている。史跡等の適切な管理が図れるよう、定期的な協議を文化財課を行い、連携した文化財の保存管理にあたっている。

また、白河市文化財保護条例により、教育委員会の諮問機関として文化財保護審議会を設置している。委員は、歴史・美術・郷土史・考古・宗教史・工芸・建造物の専門家7人で構成され、文化財の保存・活用に関する指導・助言を得ている。また、審議会での検討が困難な分野については、検討委員会や専門委員会を立ち上げる等、適切な審議を行ってきた。今後も、文化財保護行政に対して適切な指導・助言を得ながら進めていく。

② 住民、NPO 等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

白河市には、白河観光物産協会で所管している観光ボランティアガイド「ツーリズムガイド白河」があり、史跡や名勝である小峰城跡・南湖公園・白河関跡を中心に活動し、来訪者に“白河の魅力”を伝えている。



南湖清掃ボランティア

このほかの文化財の保存・活用に関わっている住民・NPO 等各種団体については、文化財ごとに組織された保存・活用団体が主となっている。特に、南湖公園で行われるイベント等については、「南湖を守る会」などの各市民グループや関係機関、NPO 法人等が協力・連携して行っている。さらに年1回行われている清掃活動では、多くの市民団体や一般市民が参加し、市民ぐるみの活動を行っている。

また、県指定無形民俗文化財「奥州白河歌念佛踊」に関して、白河根田安珍歌念佛踊保存会や大和田長寿会の各団体が、地元の小中学生に民俗芸能を継承するための活動を行っている。今後も、これらの団体等と連携して文化財の保存・活用に努めていく。

(3) 重点区域に関する事項

① 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

当該重点区域内には、国指定史跡・名勝・重要文化財3件、重要美術品3件、県指定重要文化財4件、市指定史跡・天然記念物・重要文化財が6件存在している。これらの文化財は、白河市の歴史的風致の根幹となることから、文化財としての本質的価値を損なうことのないように、保存・管理に努め積極的に活用を図る。特に、保存管理計画が策定されていない史跡小峰城跡については、早急に保存管理計画を策定し、史跡としての適切な保存・管理に努めるとともに、現状変更を伴う等の場合は、関係機関と十分な検討・協議を行い、史跡の持つ本質的価値を損なうことがないようにする。さらに、国指定史跡としての価値を高めるため、城郭遺構が遺存する範囲については指定地の拡大を図る。

史跡及び名勝南湖公園については、これまで同様「史跡及び名勝南湖公園第2次保存管理計画」に基づく保存・管理を行うが、今後整備計画の策定に向けた検討を進める。

その他の文化財については、文化財保護法、文化財保護条例等に基づく保存・管理に努め、現状で必ずしも十分とは言えない活用（公開）に向けた条件整備を行う。

指定・未指定にかかわらず、無形民俗文化財については、現状での活動内容の把握と映像による記録保存を図り、継続的な活動の推進を図る。また、活動にかかる衣装や道具等の修復や更新に対しては、実態調査に基づき必要な支援を講じていく。

「無形民俗文化財活動記録作成事業」（平成23年度～）

「しらかわ無形民俗芸能等支援事業」（平成21年度～）

なお、現在未指定ではあるものの将来的に指定が必要と考えられる文化財については、隨時調査を実施し、指定文化財として保存を図っていく。

現在、市において早急な対応が求められるのは、歴史的建造物である。これまでには、所有者への聞き取り調査の実施にとどまり、保存に向けた具体的な対応が図られてこなかったこともあり、ここ数年で小峰城下の町屋を形作ってきた歴史的建造物が、維持のための経済的逼迫などを理由に、取り壊される事例が多くなりつつある。こうした現状を踏まえ、今後は特に小峰城下に残された近世から近代までの建造物について、計画的に調査を実施し、指定や登録などの諸施策により、保存に向けた取り組みを推進する。

小峰城下において受け継がれてきたま縫製や醸造業などについては、技術やそれが営まれてきた建造物などを包括した総合的な調査を進めるとともに、技術や建造物の保全に努める。

② 文化財の修理（整備を含む）に関する具体的な計画

文化財の修理及び整備にあっては、基礎的な調査を踏まえ、文化財の状況を常に把握し、法令に基づき適切な保存を図るとともに、計画的な修理・整備を行う。また、関係機関と連携し専門的な指導・助言を得ながら、文化財が持つ歴史的価値の保持に努めていく。

ア. 史跡小峰城跡

早急な対応が求められるのは、小峰城跡の象徴的遺構である石垣の修復である。現状では、指定地内に総延長約 2 km 遺存しており、計画的な積み替えを行っていく。積み替えにあたっては、発掘調査を基本とし、記録化に努めるとともに構築方法等の検証を行い、確認された内容を基に積み替えを実施する。

城郭としての理解を深めるため、門・櫓の復元についても検討する。復元の設計にあたっては、発掘調査による成果と文化 5 年（1808）に成立した門・櫓の実測図である「白河城御櫓絵図」（県指定重要文化財）を照合し、史実に基づくことを原則とする。

道場門跡や外堀土塁といった未指定の遺構については、調査等を踏まえ将来的な文化財指定を視野に入れた保存・整備のあり方を検討する。

城郭遺構のうち、特に石垣については、江戸期の石材加工技術や構築技術を精査し、現代の石工による加工技術・構築技術の伝承、後継者の育成に向けた支援を行う。

「小峰城跡本丸・二の丸石垣修復事業」（平成 24 度～）

「小峰城道場門遺構修復事業」（平成 23 年度～）

「伝統的技術伝承事業」（平成 24 年度～）

イ. 史跡及び名勝南湖公園

保存管理計画で示された、南湖の本質的価値をより明確化するため、松林や州浜といった復元整備の方向性について検証を進め、整備計画の策定に取り組む。

ウ. 歴史的建造物

小峰城下である旧奥州街道沿いには、城下町の風情を残す旅館や蔵造りの商家、醸造業にかかる店舗・蔵等、また祭礼にかかる神社等の建築物、白河藩主にかかる靈廟や茶室といった歴史的建造物が数多く残されており、歴史的風致の構成要素として重要な位置を占めている。こうした歴史的建造物については、文化財としての十分な調査がなされてきたとは言えないことから、今後は所有者の了解を得て、文化財としての指定・登録を前提とした総合的な調査を実施し、随時指定・登録を行い、環境保全、修理・復元整備に向けた基本計画の策定に取り組む。

「歴史的蔵保存修景事業」（平成 24 年度～）

「丹羽長重廟周辺整備事業」（平成 23 年度～）

③ 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

白河市の文化財保存・活用のための施設として、歴史民俗資料館、白河集古苑が存在しているが、これらの施設間の連携はもとより、今後の整備が進められる施設についても、既存施設との連携を図る。

南湖公園については、保存管理計画においてもガイダンス施設の必要性が位置付けられている。南湖の歴史的価値や南湖を取り巻く自然環境の重要性、南湖の保存管理の方向性を周知する上でも、南湖周辺部におけるガイダンス施設の建設に向けた基本計画を策定する。

小峰城跡については、これまで門・櫓が存在した各所に説明板を設置し、城郭内での位置関係を確認できるような工夫を図ってきた。今後も、継続して景観に配慮した説明板の設置を行っていく。

城下町については、江戸時代の文献を基に、旧奥州街道沿いの町名由来看板を設置し、町中を散策する人々の利便を図ってきたが、今後も江戸時代以来続く町名の由来看板の設置を推進していく。

小峰城・城下・南湖までの空間的な繋がりを創出するため、景観に配慮した形での案内表示の充実を図り、文化財間の時間的・空間的な関連性を認識できる表示・説明に努める。

「しらかわ歴史回廊事業」（平成 24 年度～）

「休養施設（友月山）整備事業」（平成 23 年度）

「ぐるり白河文化遺産めぐり事業」（平成 21 年度～）

④ 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

指定文化財のうち、特に史跡や名勝については、指定地内の保存・管理が図られればよいわけではなく、史跡と一体的な景観を構成している周辺地域の景観保全についても配慮しなければならない。当該重点区域のうち、小峰城の城下町である江戸時代の旧奥州街道沿いについては、歴史的町並みの保全に努める。また小峰城跡周辺、南湖と南湖からの那須連峰への眺望景観、白河藩大名家墓所の周辺景観は、現在策定中の「白河市景観計画」においても、重点区域や推進区域と位置付け、一定の規制を設けながら景観の保全に努める。

「歴史的まちなみ修景事業」（平成 23 年度～）

「無電柱化調査事業」（平成 24 年度～）

「丹羽長重廟周辺整備事業」（平成 23 年度～）

⑤ 文化財の防災に関する具体的な計画

文化財の防災については、今後も文化財防火デーに併せた火災防御訓練の実施や訓練への住民参加に積極的に取り組み、所有者のみならず周辺住民の文化財防災に関する意識向上を図る。特に建造物を中心とした指定文化財を対象に、市関係各課のほか、所有者・消防署・地元消防団・地元町内会等と連携を図りながら、消火器の設置を進め、消火器を使った火災防御訓練を実際し、火災防御のレベルアップを図る。これまで、文化財盗難に対する意識付けへの対策は十分とは言えなかつたことから、今後は盗難に対する施設内の設備の現状確認を実施し、盗難予防に対する意識付けを強化していく。

また、当該重点区域内には歴史的建造物が多く存在することから、基礎的調査により文化財としての価値付けを行う。文化財としての指定・登録がなされた建造物については、修理・整備を行う際に、必要な耐震措置や防火設備の設置を推進する。

⑥ 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

当該重点区域内に存在する文化財は、白河市を代表する歴史遺産でもあることから、文化財の有する歴史的価値や白河の成り立ちへの理解、歴史的風致の維持に向けた意識の醸成のため、これまでと同様に市ホームページでの情報発信に努める。

文化財保護意識の醸成、地域理解の一助とするため、文化財パンフレットや文化財の解説書の作成を行う。また、小中学校を対象とした文化財出前講座を積極的に展開し、地域に愛着を持つ意識の啓発に努める。

「白河歴史教科書作成事業」（平成24年度～）

さらに、重点区域内に存在する文化財をテーマとした歴史講座を開催し、重点区域内の歴史理解を深める。

文化財保存・活用を推進するため、景観に配慮し文化財説明看板や案内表示板の設置に努め、文化財保存の意識付けに努める。

⑦ 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

当該重点区域内に存在する埋蔵文化財については、他の埋蔵文化財同様極力保存を前提とした対応に努める。また、これまで同様に近世から近現代まで含めた遺跡を対象として対応を図る。

区域内での整備にあたっては、事前に試掘調査を実施し、遺構が存在する場合は、遺構の保存に配慮した形での整備に努めることとする。

区域は広範囲に及ぶため、区域内の埋蔵文化財の所在の周知をさらに強化し、開発部局との定期的な連絡調整を図り、開発等にあたって可能な限り文化財の保存を図るようにする。また、埋蔵文化財包蔵地カードの充実を図り、埋蔵文化財に対する調査・立会等の履歴を記録し、統一的な対応に努める。

⑧ 文化財の保存・活用に関わる住民、NPO 等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

現在小峰城跡や南湖公園については、ツーリズムガイド白河が主体となって史跡のガイドを行っている。しかし、会員の高齢化が進み後継者の育成に苦慮している状況もあることから、所管する白河観光物産協会との連携を図り、ガイドの体制づくりや後継者育成に対して支援を行っていく。

また、まちづくりにかかわる諸団体とも情報を共有し、官民一体となった文化財の保存・活用のあり方を検討する。